

## フラット八戸 施設利用規程

本規程は、「フラット八戸」（以下「当施設」と称する）の利用について定めるものです。なお、当施設の防災上の遵守事項については「フラット八戸 防災の手引き」で別途定めるものとし、本規程と一体として効力を有するものとします。利用者は、本規程を誠実に遵守してください。

### 1. 開館日

当施設は、原則として年中無休にて開館いたします。ただし、保守点検等の都合により、休館することがあります。

### 2. 利用時間

当施設の利用時間は、原則的に午前 8 時 30 分～午後 8 時 30 分です。ただし、この時間以外でも当施設が認めた場合は利用することができます。

### 3. 利用申込方法

(1) ご利用の申込みは、利用目的に応じて、それぞれ次の時点から受付を行います。ただし、当施設の判断により、例外を認める場合があります。

①スポーツ・コンサート・コンベンションとしての利用：利用予定日の 1 2 ヶ月前

②撮影利用（映画・テレビドラマ、雑誌、商業広告等）：利用予定日の 1 2 ヶ月前

③一般利用（非商業利用）：利用予定日の 3 ヶ月前

(2) 申込みは、所定の「施設利用申込書兼利用許可証」に必要事項をご記入の上、下記まで持参・郵送・FAX または Email にてお申込みください。

フラット八戸

〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町字三条目 7-7

TEL 0178-20-7821

FAX 0178-20-7822

Email : flathachinohe@xsmktg.com

(3) 「施設利用申込書兼利用許可証」の内容が、本利用規程「9. 利用の制限」に該当する場合、利用申込みを受け付けない場合があります。

(4) ご利用の申込みの際に、お申込みいただいた催事や、申込者がこれまでに実施した催事の概要等の資料の提出をお願いする場合があります。

### 4. 利用の許可

(1) 当施設は、利用を許可した申込者に対し、その証として「施設利用許可証」を発行いたします。

(2) 「施設利用許可証」の発行により、当施設の利用が確定したことになります。「施設利用許可証」は利用期間中、提示を求められることがありますので、施設利用の終了まで保管してください。

### 5. 利用料金の支払い

#### (1) 利用料金

別紙の「フラット八戸 利用料金表」をご参照ください。

#### (2) 料金の支払

利用料金および所定の費用等のお支払いは、次の手順により行っていただきます。利用料金のお支払にあたり請求先が複数になる場合、「請求先変更（分割）依頼書」に必要事項を記入し、事

前に当施設に申請してください。

① (1回目のお支払)

利用開始日の180日前(利用開始日まで180日に満たない場合及び一般利用の場合には利用申込時)に、施設利用料金(基本利用料金)の50%に相当する金額の請求書を当施設が発行いたします。請求書指定日までに当施設指定口座にお振込ください。なお、ここで施設利用料金(基本利用料金)の全額を一括でお支払い頂くことも可能です。この場合、ご入金の確認後速やかに「利用許可証」を発行いたします。全額一括でのお支払いをご希望の場合は、お申込み時に当施設にご相談ください。

② (2回目のお支払)

1回目のご入金確認後、施設利用料金(基本利用料金)の残り50%について請求書を発行いたします。利用開始日の90日前(利用開始日まで90日に満たない場合及び一般利用の場合には請求書で指定する日)までに、当施設指定口座にお振込ください。2回目のご入金のご確認ができ次第、「利用許可証」を発行いたします。

※1回目および2回目の請求書に記載しました支払い期日までに入金がない場合、利用許可証が発行できないことがあります。ご注意ください。

③ (3回目のお支払)

施設利用延長料金、設備および付帯備品の利用料金、警備、清掃、電気および上下水道等の利用にかかる実費について、ご利用終了後に請求書を発行いたします。ご利用終了後3週間以内に当施設指定口座にお振込ください。施設の破損・損傷等の補償費等のご請求は、3回目のお支払いのご請求と同時にさせていただきます。

6. 利用料金の返還

利用者の都合による利用の取消の場合、既にお支払いいただいた利用料金等は、違約金として申し受け、原則として返還いたしません。また、取消までに要した費用(付加サービス等)については、違約金とは別にご負担いただきます。

ただし、施設の管理上特に必要があるため、当施設の都合で利用許可の取消をした場合については、この限りではありません。

7. 遅延損害金

利用料金等のお支払いが、所定の期日より遅れた場合には、遅延損害金が発生いたします。その額は、当該請求金額に対し、支払い期日の翌日から支払い完了に至るまで、年利10%(年365日の日割)により算出されたものとなります。

8. 利用の変更届け出

利用の目的・内容等を変更しようとするときは、「施設利用変更届」により、当施設に申請してください。なお、変更の内容によっては、変更を認められない場合があります。

9. 利用の制限

次のいずれかの事項に該当する、もしくは該当するおそれがあるときは、利用申込の受付または、利用の許可をすることができません。なお、利用の許可をする場合も、利用に際し条件を付することがあります。

①施設の目的に反する恐れのあるとき。

- ②法令の規程に反する場合、または、公共の秩序を乱し、善良な風俗に反する恐れがあるとき。
- ③当施設やその設備を毀損する恐れがあると認められるとき。
- ④施設の他の利用者に、不都合が生じる恐れがあると認められるとき。
- ⑤暴力団体、事業内容が明確でない団体、またはその関係者が主催、共催、後援もしくは協賛する行事に利用しようとするとき。
- ⑥施設の管理または運営上、支障があると認められるとき。
- ⑦施設の品位を損なう恐れがあると認められるとき。
- ⑧その他、当施設が不適当であると認めたとき。

#### 1 0. 施設の利用許可の取り消し等

次の事項に該当する場合、利用許可証の発行後、または当施設利用期間中といえども、利用条件の変更、利用の中止または利用許可の取消等の決定をすることがあります。

- ①所定の期日までに各種料金や費用が入金されないとき。
- ②利用申込書に虚偽の記載があったとき、または許可した利用の目的もしくは内容と異なる利用をしようとするとき
- ③利用を許可された場所以外で、作業や催事を行ったとき。
- ④利用許可条件、本利用規程（「フラット八戸 防災の手引き」を含む。）または当施設の指示を遵守しなかったとき。
- ⑤関係官公庁への届出を怠り、またはその指示に従わなかったとき。
- ⑥災害その他不可抗力により、当施設の利用ができなくなったとき。
- ⑦施設利用権の全部または一部を、第三者に譲渡あるいは転貸したとき。
- ⑧その他、当施設が利用を不適当であると認めたとき。

#### 1 1. 施設利用上の禁止事項等

(1) 利用者は当施設に対し、次の各号を表明し、保証します。

- ①自らが、暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- ②自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- ③本物件を暴力団又は暴力団関係者の事務所の用に供するものではないこと
- ④反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと

(2) 利用者は、当施設内およびその施設内において下記の行為をし、または入場者その他第三者に行わせることはできません。

- ①指定する場所以外での喫煙および火気の使用。
- ②各種防災設備および消防設備の機能の損傷。
- ③他人に危害を与える、もしくは迷惑となる危険物品の携帯または動物等の連行。
- ④公序良俗を害する恐れがあると当施設が認める行為
- ⑤施設及びその付属物を損壊あるいは汚損すること。
- ⑥施設の壁、床、ガラス面、柱等への直接のサイン、ポスター等の貼付け。
- ⑦ビン、かん類の持ち込み。

- ⑧指定場所以外への廃棄物、ゴミ等の廃棄。
  - ⑨許可なく寄付を募る行為。
  - ⑩その他、本利用規程（「フラット八戸 防災の手引き」を含む。）に違反する又は当施設の管理、運営上支障があると認められる行為。
  - ⑪当施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
  - ⑫当施設又は当施設の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
  - ⑬当施設に反社会的勢力を居住させ、又は反社会的勢力を出入りさせること
  - ⑭自ら又は第三者を利用して、本契約に関して
    - ア相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いること
    - イ偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損すること
- (3) 下記に該当する行為を行う場合は、消防署、保健所等への届出や指導を受ける必要があります。必ず事前に当施設へご相談ください。
- ①指定場所以外の喫煙場所の設置。
  - ②裸火の使用
  - ③危険物・可燃物の持ち込み
  - ④臨時客席の設置
  - ⑤施設内への展示、装飾等の設置
  - ⑦飲食持ち込み・食品営業行為

## 1 2. 原状回復の義務

- (1) 利用者は利用終了後、速やかに利用施設、諸室、備品および付帯設備を原状に回復し、当施設の点検を受けてください。
- (2) 利用者が利用施設、諸室、備品及び付帯設備を破損、汚損または滅損したときは、利用者および当施設の双方立会いのもと、その状況を確認し、利用により生じた損害を利用者に賠償していただきます。
- (3) 利用者は「1 0. 施設利用許可の取消等」により、利用の中止の指示や許可の取消等を受けた場合も、ただちに利用施設、諸室、備品および付帯設備を原状に回復し当施設の点検を受けてください。

## 1 3. 免責と損害賠償

- (1) 「1 0. 施設の利用許可の取り消し等」により利用中止の指示や利用許可の取消を受けた場合、あるいは「8. 利用の変更届出」による利用の目的、内容の変更等が許可されない場合、利用者が、これらにより損害を受けても、当施設はその損害を賠償する責任は負いません。
- (2) 不測の事故、天災地変または官公署の命令、指示等により、利用予定日の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれらの損害を受けても、当施設はその損害を賠償する責任は負いません。
- (3) 施設利用に伴う人身事故および物品・展示品等の盗難、破損事故などのすべての事故については、当施設に重大な過失がない限り、利用者の責任と費用負担により処理するものとし、当施設

設は、一切の責任を負いません。

- (4) 利用者が、利用許可条件、本利用規程（「フラット八戸 防災の手引き」を含む。）、その他当施設の指示を遵守しないことにより、当施設に損害が生じた場合には、利用者によるその損害（弁護士費用を含む。）を賠償していただきます。

#### 14. 附則

本規程は、2020年4月現在のものとなります。

なお、本規程は予告なく改訂される場合があります。予めご了承ください。

FLAT HACHINOHE（フラット八戸）

〒039-1101

青森県八戸市大字尻内町字三条目 7-7

TEL 0178-20-7821

FAX 0178-20-7822

E-mail [flathachinohe@xsmktg.com](mailto:flathachinohe@xsmktg.com)